平成２３年（フ）第１６１６号
埼玉県蕨市中央２丁目１番７号　メゾンアーティーズ410号
債務者　谷口ビジネスこと　谷口　　均
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　布施　俊輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月16日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成23年12月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１６０６号
埼玉県上尾市向山２丁目17番地３　日建シェトワＮＯ２―105
債務者　秋山　聳治
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高松　佳子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月17日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第４９９号
埼玉県越谷市蒲生東町６番38号
債務者　箕輪　忠雄
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　友田　和昭
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月20日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第４３号
三重県熊野市有馬町4691番地
債務者　湊　　健
1　決定年月日時　平成23年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中倉　秀一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月17日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
津地方裁判所熊野支部

平成２３年（フ）第４４号
三重県熊野市有馬町4691番地
債務者　湊　　和美
1　決定年月日時　平成23年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中倉　秀一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月17日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
津地方裁判所熊野支部

平成２３年（フ）第３７１号
長崎県長崎市立山３丁目２番24号
債務者　泊　　和実
1　決定年月日時　平成23年９月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中井　信郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月27日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第６７号
秋田県横手市山内黒沢字瀬野ヶ台32番地１
債務者　山下　靖子
1　決定年月日時　平成23年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２３年（フ）第３４０号
函館市美原２丁目８番３号
債務者　水口　由佳
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第３５７号
函館市桔梗１丁目８番13号
債務者　千島　明子
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第３８３号
函館市昭和４丁目15番16号
債務者　太田　義藏
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第３８７号
函館市高松町533番地45
債務者　岩井　優昌
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第３９０号
函館市中島町28番10号
債務者　井上優美子
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第３９３号
函館市柏木町29番４号
債務者　鳥山　保子
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第２４号
岩手県宮古市高浜４丁目５番15号
債務者　佐々木ハツ
1　決定年月日時　平成23年９月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２３年（フ）第３９２号
兵庫県加古川市加古川町溝之口505番地の１ピュアエフェシャンシー305号
債務者　水中　英竜
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第５０９号
兵庫県姫路市西中島241番地１　ファミール89―201号
債務者　出口　典康
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第５１０号
兵庫県姫路市西中島241番地１　ファミール89―201号
債務者　出口　里美
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第５１２号
兵庫県高砂市中筋１丁目６番38―106号
債務者　寺口亜里沙
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで
神戸地方裁判所姫路支部